⑥　募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券一覧表

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	備考
			円 口 （　）	
			円 口 （　）	
			円 口 （　）	
合計額			円 （　）	うち適格機関投資家向け 本

（注意事項）

１　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「出資対象事業持分の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」の記載を省略することができる（「総出資額」の「合計額」については、出資者が適格機関投資家のみである同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

２　本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

３　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、当該ファンドの計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

⑦　募集又は私募を行った法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券の状況

出資対象事業持分の名称					
出資対象事業の内容					
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計
		うち個人		うち個人	
	名	名	名	名	名

出資形態			
募集・私募の別			
発行者の名称			
	外国の者である場合国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額（１年前）	１口当たりの出資額
	円 口 （　）	円 口	円
ファンドの財務諸表監査の有無			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

（注意事項）

１　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」の欄に、出資対象事業持分の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

２　本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

３　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

４　「出資形態」の欄には、「民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあっては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあっては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

５　「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあっては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。